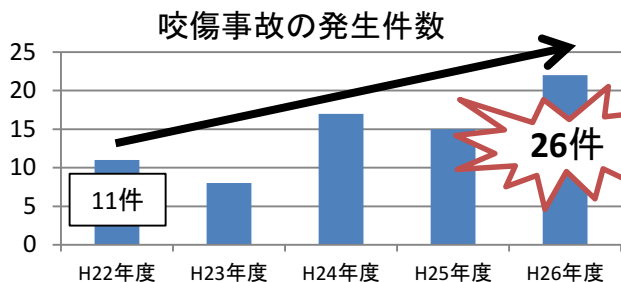


# 犬の咬傷事故が増えています!



## 咬傷事故の発生件数

- 幸手保健所管轄内の咬傷事故の発生数は平成22年度では11件だったのに対し、平成26年度では26件で、2倍以上に増えています。
- 犬の飼い方を見直し、散歩中や係留中に飼い犬が人を咬むことがないようにご注意ください。

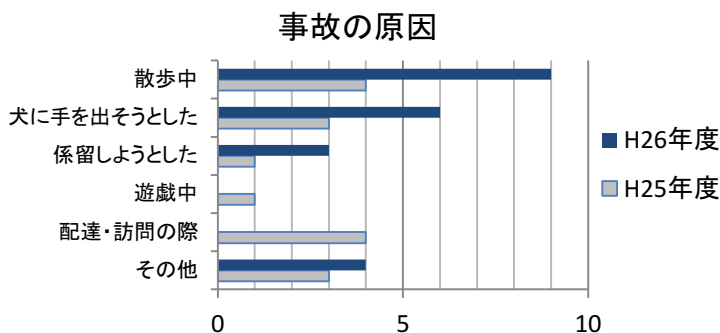


## 咬傷事故が起こる原因

事故の多くが散歩中に起きています!

例えば・・・

- ノーリード・長いリードでの散歩
- 他の人が犬に触ろうとしたとき
- その他にも・・・
- 玄関近くで犬をつないでいるとき
- 屋外、敷地内で放しているとき



## 咬傷事故を防止するためには

- 散歩のときは、1メートル程度の適正なリードの長さを保つ
- 人とすれ違う時は、人と犬の距離に注意する  
(狭い道路では犬を抱き上げる、すれ違うまで犬をおさえておく、など)
- 普段から人を咬まない、いきなり走りださせない等、しつけをする
- 知り合いであっても、他人に触らせない



## もし、咬傷事故を起こしてしまったら・・・

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例に基づいた対処が必要です

- 保健所へ犬の事故届出書を提出する (届出書は保健所にあります)
- 動物病院で狂犬病の鑑定をしてもらう (回数等は獣医師の指示に従う)
- 鑑定書の写しを保健所に提出する
- 保健所において飼い方の指導を受ける

この他にも・・・

被害者の方への対応等があり、事故を起こしてしまうと大変です!



**人と犬がより良い環境で過ごせるよう、皆様の御協力をお願いします!**

問い合わせ先

幸手保健所 生活衛生・薬事担当 TEL: 0480-42-1101

幸手市中1-16-4 (開庁時間: 月~金 AM8:30~PM5:15)

(管轄市町: 久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町)

